

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 愛媛県松山市溝辺町甲 230 番地 1

氏 名 株式会社 大石企画

代表取締役 坂本 珠美 印

電話番号 089-909-5052

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社パブリック 代表取締役 三野 輝男	
		住所又は所在地	香川県観音寺市大野原町福田原241番地1	
		事業場の所在地	香川県観音寺市大野原町福田原241番地1	
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃プラスチック類、繊維くず	
		種類	廃プラスチック類、繊維くず	
		性状	固形状・バラ	
		1年当たりの最大搬入量	100 t / 年	
		排出事業場	名称	① 愛媛県内の建設現場 ②株式会社 大石企画 リサイクルセンター
	所在地		① 愛媛県内 ②愛媛県松山市上伊台町乙 88 番 2	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	① 建設現場から排出される廃プラスチック類、繊維くず ② 中間処理施設から排出される廃プラスチック類、繊維くず			
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 環境衛生サービス 代表取締役 坂本 憲哉		
	住所又は所在地	愛媛県松山市愛光町 8-41		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	排出事業場→県道 40 号→県道 193 号→東温スマート IC →大野原 IC→国道 11 号→国道 377 号→県道 242 号 →県道 241 号→株式会社パブリック
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	飛散防止ネットを着用し、運搬時の飛散を防止する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	株式会社 大石企画 坂本 憲哉 電話番号 089-909-5052
	搬入開始予定年月日	年 月 日
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住 所 岡山県倉敷市児島小川 6-1-10
 氏 名 株式会社児島織協
 代表取締役 西山 隆之
 電話番号 086-472-4912

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社パブリック 代表取締役 三野 輝男
		住 所 又は 所在地	香川県観音寺市大野原町福田原 2 4 1 番地 1
		事業場の所在地	香川県観音寺市大野原町福田原 2 4 1 番地 1
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	混合廃棄物
		種 類	木くず・廃プラスチック類・紙くず
		性 状	固形状・バラ
		1年当たりの最大搬入量	240 t / 年
		排出事業場	名 称
	所 在 地		岡山県倉敷市児島小川 6-1-10
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	新築住宅工事から排出される廃プラスチック類(塩素系を除く)、木くず、紙くずを選別		
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社嵯峨物流 代表取締役 藤林 強	
	住 所 又は 所在地	大阪府和泉市大野町 273 番地	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	排出事業場→国道 430 号→児島 IC→大野原 IC→国道 11 号→国道 377 号→県道 242 号→県道 241 号→株式会社パブリック
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	飛散防止ネットを着用し、運搬時の飛散を防止する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	(株)児島織協 代表取締役 西山隆之 (086-472-4912)
	搬入開始予定年月日	年 月 日
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。